

大学機関別認証評価に関するQ & A

令和2年8月

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

評価の実施体制、方法

実施体制

- Q1 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会
はどのような構成になるのか。 . . . 1

自己評価書作成全般について

- Q2 実施大綱の実施方法に記載されている「書面調査では確認できなかった
事項等」とは、具体的にどのような事項なのか。また、「機構が独自に調査・
収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方
法で調査・収集するのか。 . . . 1
- Q3 「分析項目」ごとに「分析の手順」が記載されているが、この「分析の
手順」に記載されている事項は、すべて確認する必要があるのか。1つで
も確認できない事項があると「基準を満たさない」となるのか。 . . . 1
- Q4 評価の対象となるのは、具体的にはいつからいつまでか。（これまでの経
緯等について、いつまで遡ることができるのか。）また、自己評価書提出時
には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等について
記述することは可能か。 . . . 2

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

- Q5 「分析項目1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと」
について、どのように分析すればよいのか。 . . . 2
- Q6 基準1-2の分析において、教員の年齢別、性別の人数分布に特任教員の
人数を含めることは可能か。 . . . 2
- Q7 分析項目1-3-3に「教育研究活動について審議し又は実施する組織」
とあるが、どの範囲まで網羅すればよいのか。 . . . 3

領域2 内部質保証に関する基準

- Q8 領域2・分析項目2-1-2や領域6・自己評価書作成にあたっての留意
事項に「教育研究上の基本組織」との記載があるが、具体的にどのような
組織単位を想定しているのか。 . . . 3
- Q9 基準2-3「内部質保証が実際に機能している」を満たしていると判断す
るためには、どのような事実を確認すればよいのか。 . . . 3
- Q10 基準2-3について、内部質保証が優れて機能しているものとして高く
評価されるのは、どのような場合か。 . . . 3
- Q11 基準2-4における「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直
し」は内部質保証にどのような関係があるのか。 . . . 4

Q12	分析項目2-5-1では、「教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること」ことを分析することが求められているが、具体的にはどのようなことを確認する必要があるのか。	・・・	4
Q13	分析項目2-1-3及び2-2-3に「施設及び設備、～」とあるが、当該「施設及び設備」は教育活動に供される施設及び設備のみを指すのか、広く大学全体の施設及び設備を指すのか。	・・・	4
Q14	「教育課程」の定義は何か。学位プログラムとの関係はどのようなものか。	・・・	4
Q15	分析項目2-1-2に「それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように」とあるが、体制の整備は、「教育研究上の基本組織」、「教育課程」ごとに必要か。	・・・	5
Q16	2巡目までは教養教育の実施体制について分析のための基本的な観点が設けられていたが、3巡目ではどの分析項目で分析し、判断するのか。	・・・	5
Q17	分析項目2-1-3における「施設及び設備、学生支援並びに学生の受入」の責任体制は、全学的な体制を分析すればよいのか。教育研究上の基本組織においても必要か。	・・・	6
Q18	「教育研究活動等」「学生の受入」「施設及び設備」「学生支援」の質保証を担う組織を束ねる組織（すべての質保証に責任を持つ組織）を別途定める必要があるのか。	・・・	6
Q19	基準2-1及び基準2-2が求める内部質保証に関する体制、手順について、「内部質保証」という表現を含む規定を整備していないが、「内部質保証」という表現を明示した組織、規定が必要か。	・・・	6

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

Q20	分析項目3-2-1の分析の手順に示されている、「大学を設置する法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合」とは具体的にどのような場合なのか。	・・・	6
Q21	分析項目3-6-1において、財務諸表等については、どの程度公表していればよいのか。	・・・	7

領域5 学生の受入に関する基準

Q22	分析項目5-3-1における入学定員充足率の分析について、著しく下回っていると判断する基準の値を0.7とする根拠は何か。	・・・	7
-----	---	-----	---

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

- Q23 完成年度に達していない学部・研究科がある場合、どのように自己評価書の作成を行えばよいのか。・・・ 7
- Q24 学生募集を停止した学部・研究科がある場合、どのように自己評価書の作成を行えばよいのか。・・・ 8
- Q25 2以上の大学が協力して教育研究を行う研究科（連合大学院）については、自己評価書の作成の際にどのように扱うべきか。・・・ 8
- Q26 2以上の大学が協力して教育研究を行うものとして大学設置基準及び大学院設置基準が定める共同教育課程、国際連携教育課程については、自己評価書の作成の際にどのように扱うべきか。・・・ 8
- Q27 複数の教育課程がひとつの基本組織において実施されているとき、領域6の各基準についてどのように分析するのか。・・・ 9
- Q28 自己評価実施要項第2章Ⅱ（9）における「信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合」とは、どのようなことか。・・・ 9
- Q29 領域6において、分析項目に係る根拠資料・データとして「実施状況を示す資料」あるいは「実施状況を確認できる資料」が挙げられている場合、基準2-1の分析で特定する教育研究上の基本組織等のすべての単位ごとに資料を提出する必要があるのか。・・・ 10
- Q30 分析項目6-8-4において、「卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た」とは、どのくらいの期間の経過、就業経験を想定しているのか。・・・ 10
- Q31 分析項目6-8-1の分析において、学習成果の中には学位授与方針で示されていないものがあると考えられるが、そのような学習成果のうち特に卒業要件単位以外、例えば、教員養成課程以外での教育職員免許状の取得等の学習成果をどう捉えるか。・・・ 10

自己評価の根拠となる資料・データ等

- Q32 自己評価実施要項の【分析項目に係る根拠資料・データ】に挙げられている資料等は、すべて提出が必須か。・・・ 11
- Q33 シラバスを自己評価書の根拠資料として提出する際、pdf形式ではなくcsv形式のデータでも差し支えないか。・・・ 11

訪問調査

- Q34 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況によって、参加者、日数、及び回数が異なるのか。・・・ 11
- Q35 ウェブによる意見聴取について、対象者の人数はどのくらいを想定しているのか。・・・ 11

- Q36 訪問調査における面談対象者の旅費は、大学側で負担するのか、機構側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。 . . . 12
- Q37 複数キャンパスを持つ大学は、すべてのキャンパスにおいて訪問調査を実施するのか。 . . . 12

評価結果の公表、改善状況の継続的確認

- Q38 評価結果の公表の際は、大学評価基準に適合しているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の根拠理由、大学から提出された自己評価書（資料・データ等含む）がそのまま公表されるのか。 . . . 12

追評価

- Q39 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から7年以内に受審することになるのか。 . . . 12

その他

- Q40 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。 . . . 13
- Q41 次回の認証評価は、いつから申請が可能なのか。 . . . 13
- Q42 評価担当者に対する研修の内容について確認したい。 . . . 13
- Q43 大学の特性に応じた研修を依頼することができるか。 . . . 13
- Q44 認証評価の検証をどのように行っているのか。また、検証した結果を評価システムの改善に役立てたのか。 . . . 14
- Q45 評価結果の公表の際に付録として公開される認証評価共通基礎データ及び別紙一覧、根拠資料一覧についてはどのように作成すればよいか。 . . . 14

評価の実施体制、方法

実施体制

Q1 評価部会の構成員は、どのような基準で選ばれるのか。また、評価部会はどのような構成になるのか。

A 機構の大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。評価部会には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。各大学の教育研究分野やその状況が多様であること等を勘案し、国・公・私立大学、学協会等関係団体に広く候補者の推薦を求め、評価委員会の下に置かれた専門委員選考委員会において選考します。

自己評価書作成全般について

Q2 実施大綱の実施方法に記載されている「書面調査では確認できなかった事項等」とは、具体的にどのような事項なのか。また、「機構が独自に調査・収集する資料・データ等」とは、具体的にどのような資料をどのような方法で調査・収集するのか。

A 書面調査では確認できなかった事項等とは、機構において自己評価書だけでは基準の分析ができない場合に確認する事項及び資料・データ等や、実際に大学を訪問しなければ確認できない事項（授業等教育活動の状況、学習環境の状況、及び教職員、在学生等からの意見聴取等）を指しています。

また、機構が独自に調査・収集する資料・データ等とは、既に公表されているウェブサイトの内容、報道資料、刊行物等から収集する資料・データ等を指しています。

Q3 「分析項目」ごとに「分析の手順」が記載されているが、この「分析の手順」に記載されている事項は、すべて確認する必要があるのか。1つでも確認できない事項があると「基準を満たさない」となるのか。

A 分析の手順は、項目を分析するに当たり必要なものとなっています。根拠資料・データが示すことができないなど、確認ができない場合には、特記事項にその理由等を記載し、それらを踏まえ総合的に基準の判断をしてください。

Q4 評価の対象となるのは具体的にいつからいつまでか。（これまでの経緯等について、いつまで遡ることができるのか。）また、自己評価書提出時には終了している取組や活動、あるいは今後予定している取組等について記述することは可能か。

A 認証評価は、現在（評価実施年度）の状況について評価を行うものです。その評価のための分析において、過去に遡って状況を分析することが必要であるもの（例えば、単年度ではなく複数年度にわたる傾向によって判断すべき状況の根拠データとなる入学定員充足率、卒業率等）については、分析項目ごとに分析に必要な範囲を具体的に指示しています。また、大学がその成果を分析して特記する事項についても、同様の判断によって必要な年限にわたる分析をすることが求められています。ただし、前回認証評価を実施した年度よりもさらに遡って分析をすることは原則として不要です。また、現在の状況との関連がない過去の状況や、実際の活動が開始されていない将来の取組の計画等を分析する必要はありません。

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

Q5 「分析項目1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと」について、どのように分析すればよいのか。

A 専門分野、大学の沿革等の特性から一律の基準を示すことは不可能であると考えています。明白に偏りがある場合にはその理由を特記事項として記載していただくこととなります。また、年齢や性別の構成に向けての若手や女性教員の雇用等の取組を行い、その成果が出ていることは特記事項として記載していただくこととなります。その場合その成果が優れていれば、優れた点として評価します。

Q6 基準1-2の分析において、教員の年齢別、性別の人数分布に特任教員の人数を含めることは可能か。

A 可能です。ただし、「特任教員」の定義は大学によって個別に規定されていますので、教育を中心として評価するという基本的な方針をご理解いただき、教育上の指導能力・資格を有しているか、常勤であるかなど、実質的に教育に従事していることを確認の上、「特任教員」を含めるか否かを判断してください。なお、「特任教員」を含めた場合には、（1）基準2を通じて教員数とその内訳が整合的であること、（2）共通基礎データ様式によって報告いただいている関連する人数と整合的であることに留意してください。

Q7 分析項目1-3-3に「教育研究活動について審議し又は実施する組織」とあるが、どの範囲まで網羅すればよいのか。

A 研究活動や地域貢献等、教育活動以外を審議する組織については示す必要はありません。

領域2 内部質保証に関する基準

Q8 領域2・分析項目2-1-2や領域6・自己評価書作成にあたっての留意事項に「教育研究上の基本組織」との記載があるが、具体的にどのような組織単位を想定しているのか。

A 大学設置基準及び大学院設置基準の第二章「教育研究上の基本組織」に定める、学部、学科、課程、並びに、研究科、専攻、及びそれら以外の基本組織を想定しています。各大学の質保証の状況にふさわしい単位で分析してください。

Q9 基準2-3「内部質保証が実際に機能している」を満たしていると判断するためには、どのような事実を確認すればよいか。

A 内部質保証が機能していることは、自己点検・評価により課題の認識が学内で共有され、その課題に係る改善及び向上が計画され、実現していることです。したがって、内部質保証が機能していることを示す根拠としては、自己点検・評価による課題発見を端緒として、改善、向上を実現した成果の事例の提示だけでなく、改善、向上への計画を検討中又は実行中のものも含めてすべて提示してください。別紙様式2-3-1には、内部質保証体制の確立（責任者の決定等）以降で認証評価を前回実施した年度以降の状況について、すべて記載してください。

Q10 基準2-3について、内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価されるのは、どのような場合か。

A 優れた内部質保証として重要なのは、自己点検・評価に必要な情報や学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する組織的な取組に加えて、質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言等を改善に結び付けることであり、それらの取組が成果を出し、その効果も測定できている場合には、機構による評価において、より優れていると高く評価することとなります。

Q11 基準2-4における「教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直し」は内部質保証にどのような関係があるのか。

A 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しは、それらの組織の目的やそれに基づいて定められる学位授与方針等に影響を与えるものであり、内部質保証における点検事項に基づくものです。したがって、それらの見直しが内部質保証の体制、機能と無関係でないような大学の仕組みとなっていることが求められています。

Q12 分析項目2-5-1では、「教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること」を分析することが求められているが、具体的にはどのようなことを確認する必要があるのか。

A 採用、昇任に係る必要事項を大学として定めていることについて、そのことを明文化した規程類があることを確認し、特に、教育上の指導能力及び（大学院課程においては）教育研究上の指導能力を評価して採用、昇任を行っている事実を確認できれば十分です。このために別紙様式に従って分析してください。

Q13 分析項目2-1-3及び2-2-3に「施設及び設備、～」とあるが、当該「施設及び設備」は教育活動に供される施設及び設備のみを指すのか、広く大学全体の施設及び設備を指すのか。

A 大学が設置している、教育や学生支援に係る施設・設備を中心に分析してください。

Q14 「教育課程」の定義は何か。学位プログラムとの関係はどのようなものか。

A 機構が実施する認証評価において、「教育課程」とは、基本的には、大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目により体系的に編成されたものを指します（大学設置基準第19条）が、これを実施する活動の総体が評価の対象となり、そのために基準6-1から6-7を設けています。具体的には、学位授与方針によって規定された教育内容及び教育活動を単位として想定しており、この意味では一般に「学位プログラム」と呼ばれるものに相当します。したがって、学位プログラムは文字通り学位授与方針によってその内容と活動が規定されているので、分析の対象であり、その分析の結果を教育研究上の基本組織ごとに整理して自己評価書を作成することが求められています。

Q15 分析項目2-1-2に「それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように」とあるが、体制の整備は、「教育研究上の基本組織」、「教育課程」ごとに必要か。

A 分析の結果を別紙様式2-1-2のすべての欄に記載することができれば、十分に分析できていると考えられます。

Q16 2巡目までは教養教育の実施体制について分析のための基本的な観点が設けられていたが、3巡目ではどの分析項目で分析し、判断するのか。

A 平成28年3月の学校教育法施行規則第165条の2の改正によっていわゆる3つのポリシーの策定が義務づけられ、また、細目省令の改正によってそれらのポリシーを認証評価することが義務づけられました。これらのことから、3巡目の認証評価においては、（特に学士課程について）卒業時において獲得していることが期待される学習成果がその学部、学科等について定められた学位授与方針によって明確に規定されていることを想定しています。したがって、これまでいわゆる「教養教育」がその育成の大半を担ってきたと考えられる、大学卒業生に専攻分野を問わず期待される能力もそれぞれの学部、学科等の学位授与方針に明記されているものと想定します。

そのため、教養教育の「実施体制」の問題にとどまらない観点から、自己評価書の作成においていくつかの分析項目に分散して分析をお願いすることとしています。

「教養教育」を企画、実施し、その教育の質を維持するための自立的な体制を構築している場合には、以下の4点に留意して自己評価書を作成してください。

- ア 分析項目2-1-2において、そのような自立的体制である組織の名称を、教育研究上の基本組織として記載し、その組織が責任をもつ教育課程として「教養教育」又は大学の事情に応じた名称（例えば「共通科目」等）を記載してください。
- イ 分析項目6-1-1の分析において、各教育課程の学位授与方針を確認する際に、アで記載した組織が実施する教育活動が、学生が卒業時に獲得を期待される知識、能力等の達成に貢献する内容に含まれていることを確認してください。含まれていなければ（例えば全学的な学位授与方針として定めている場合等）、アで記載した組織の内容として特記事項にその理由を記載してください。
- ウ 分析項目6-2-1の分析において、①、②、③ごとに上記イの内容に対応する事項が具体的に明示されていることを確認してください。明示されていない場合は、特記事項にその理由を記載してください。
- エ 領域6における分析を整理する際に、上記アにおいて記載された組織が責任をもつ教育課程の内容について、基準6-3から基準6-6について分析し、その結果を記載してください。

Q17 分析項目2-1-3における「施設及び設備、学生支援並びに学生の受入」の責任体制は、全学的な体制を分析すればよいのか。教育研究上の基本組織においても必要か。

A 大学全体の体制の分析のみで十分であり、学部・研究科等ごとの体制を分析する必要はありません。

Q18 「教育研究活動等」「学生の受入」「施設及び設備」「学生支援」の質保証を担う組織を束ねる組織（すべての質保証に責任を持つ組織）を別途定める必要があるのか。

A 体制が整備されていることは、基準2-1及び2-2に関する分析によって確認します。すなわち、組織と責任の分担、権限関係、情報の共有、意思決定の経路が明確であることが確認できることが必要です。それが明確に規定されていることが重要であり、特定の属性をもつ組織の設置を求めるものではありません。

Q19 基準2-1及び基準2-2が求める内部質保証に関する体制、手順について、「内部質保証」という表現を含む規定を整備していないが、「内部質保証」という表現を明示した組織、規定が必要か。

A 必要ありません。自己点検・評価等の結果を教育研究活動等の改善・向上に継続的に結び付ける体制が自己評価実施要項に示す関連するすべての「別紙様式」への記載によって確認できれば基準を満たしていると判断します。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

Q20 分析項目3-2-1の分析の手順に示されている、「大学を設置する法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合」とは具体的にどのような場合なのか。

A 認証評価は大学の教育研究活動を中心に評価しますので、これらの法人の意思決定に関わる組織が、大学における教育研究活動の具体的内容に対して責任をもち、直接関与する場合（教育研究上の基本組織やカリキュラムの改革等）、又は関与を想定した審議事項等が定められている場合を指しています。

Q21 分析項目3-6-1において、財務諸表等については、どの程度公表していればよいのか。

A ウェブを利用して一般に閲覧できる状態にある場合には、法令が定める公表の義務はすでに履行されているものと判断できます。なお、法人化されていない公立大学においては、設置者である地方公共団体において公表されていますが、各公立大学が自ら公表することが期待されます。

領域5 学生の受入に関する基準

Q22 分析項目5-3-1における入学定員充足率の分析について、著しく下回っていると判断する基準の値を0.7とする根拠は何か。

A 平成15年3月31日文科科学省告示第45号（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設定等に係る認可の基準）で、認可申請条件の中で示された数値を根拠として、1巡目及び2巡目は一貫して、この数値を自己評価実施要項に示すとともに、この値に満たない場合、教育環境としての安定性が損なわれるという観点から改善を要する点として指摘してきました。

当該告示が平成27年9月18日文科科学省告示第154号（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示）によって改正されたことから、平成28年8月24日の大学機関別認証評価委員会運営小委員会において、この数値について再検討しましたが、教育の質の維持という観点から、同告示の趣旨を踏まえつつ、引き続き、この値を目安として、大学評価基準を運用することとしました。

3巡目においても、この考え方を継承しています。なお、入学定員超過率1.3倍についても同様ですが、この場合については、教育資源の配分が不十分になるという観点から、改善を要する点として指摘しています。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

Q23 完成年度に達していない学部・研究科がある場合、どのように自己評価書の作成を行えばよいのか。

A 機構における評価では、評価実施年度において設置されている組織（実際上は、評価実施年度において入学者があった組織）を評価対象とします。完成年度に達していない学部・研究科等がある場合は、完成年度に達していても分析が可能な分析項目については、分析を行い、完成年度に達していなければ分析できない分析項目ないし基準については、その旨を特記事項として記載してください。

Q24 学生募集を停止した学部・研究科がある場合、どのように自己評価書の作成を行えばよいのか。

A 学生募集を停止した学部・研究科については、基準6-8のみ自己評価書の作成を行い、基準6-1～7については作成する必要はありません。

Q25 2以上の大学が協力して教育研究を行う研究科（連合大学院）については、自己評価書の作成の際にどのように扱うべきか。

A 連合大学院の基幹校は、連合大学院として設置された研究科全体の教育活動の状況について、参加校における教育活動状況を含めて分析してください。参加校が認証評価を受ける際には、分析の対象とはなりません。

Q26 2以上の大学が協力して教育研究を行うものとして大学設置基準及び大学院設置基準が定める共同教育課程、国際連携教育課程については、自己評価書の作成の際にどのように扱うべきか。

A 共同教育課程、国際連携教育課程として設置された学部・研究科等は、別紙様式2-1-2において教育研究上の基本組織として記載するとともに、質の保証に責任をもつ教育課程として記載し、領域6の諸基準に関する分析において認証評価を受ける大学における教育課程の編成、実施等に関する状況を中心に分析し、作成してください。

以上の分析を行うとともに、関連法令の制定に関する文部科学省からの通知（20文科高第621号）に、「共同学科等の教育研究活動に係る評価について、各大学の自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等、大学又は法人単位で実施されるものにおいては、共同教育課程に係る当該大学の教育研究活動の状況に加えて、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す報告書を添付する必要があると考えられること」に留意して、共同教育課程に係る全体としての教育研究活動の状況を示す両大学が共同で作成したことがわかる報告書を添付してください。更に通知（26文科高第621号）で国際連携学科等についても同旨の記載があることに留意してください。

Q27 複数の教育課程がひとつの基本組織において実施されているとき、領域6の各基準についてどのように分析するのか。

A 教育研究上の基本組織（学部・研究科等）を教育課程の実施と質保証の単位とするならば、教育課程に関する分析を踏まえて、学部・研究科等ごとに分析し、判断することになります。例えば、一部の教育課程が基準6-3を満たしていない場合、「〇〇学部においては、一部の教育課程を除いて満たしていると判断する。」ことになります。なお、その一部の教育課程については、どのような点について満たしていないか、改善が必要であるかを指摘する必要があります。

教育課程の特性（修業年限、第三者による分野別評価の実施状況等）を考慮して、個々の教育課程を質保証の単位とする場合には、教育課程ごとに判断することになります。これらの点に関する方針がどのようなものであるかは、分析項目2-1-2を分析するための別紙様式によって明示してください。

Q28 自己評価実施要項第2章Ⅱ2（9）における「信頼できる第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している場合」とは、どのようなことか。

A 認証評価は、大学の自己評価を根拠となる資料・データに基づいて検証し、大学の教育の質が維持されていることを社会に対して保証するととどまるものであり、質保証の第一義的な責任は大学自身の内部質保証にあると考えます。その内部質保証の過程で、多様な専門性を有する分野ごとの教育課程の編成、実施及び学習成果の自己評価にあたっては、それぞれの分野ごとの専門家が行う第三者評価（すなわち、基準及び実施方法が評価される大学等の意向から独立の評価）によって、当該教育課程に関して大学が行う内部質保証に対する社会的信頼が向上することが予想されます。このことから、一般的には第三者による検証、助言を受けることは内部質保証の社会的信頼性を向上させることになり、そのことを認証評価において確認できれば、認証評価の信頼性も向上すると考えられます。

ただし、第三者の信頼性については、大学の状況を勘案しつつ、第三者の種別ごとに、その根拠法令、条約等との関係を考慮しつつ、関連機関からの情報提供を得て、その都度、認証評価委員会において判断します。

また、第三者による検証、助言を受けていればただちに当該教育課程における教育研究活動に対して社会的信頼が向上するものではなく、その教育課程における教育研究活動が大学の教育として相応しい、又は優れていると判断されている必要があります。

Q29 領域6において、分析項目に係る根拠資料・データとして「実施状況を示す資料」あるいは「実施状況を確認できる資料」が挙げられている場合、基準2-1の分析で特定する教育研究上の基本組織等のすべての単位ごとに資料を提出する必要があるのか。

- A 基準2-1の分析で特定する教育研究上の基本組織等のすべての単位ごとに資料を提出してください。ただし、全学で共通の組織、取組による場合の提出方法については、「自己評価書の提出までの流れ及び手順について」(※)に従ってください。
- (※) 受審校への配布資料。

Q30 分析項目6-8-4において、「卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た」とは、どのくらいの期間の経過、就業経験を想定しているのか。

- A 専攻分野、機関の沿革等の特性が多様であるために、一律の年限を示すことは控えています。各大学において、専攻分野ごとにどのような期間を経たあとでどのような方法で実態の把握、意見の聴取を行うことが適切であるか判断してください。機構による評価においては、そのようにして作成された根拠資料・データの信頼性にも配慮して基準に係る判断を行います。

Q31 分析項目6-8-1の分析において、学習成果の中には学位授与方針で示されていないものがあると考えられるが、そのような学習成果のうち特に卒業要件単位以外、例えば、教員養成課程以外での教育職員免許状の取得等の学習成果をどう捉えるか。

- A 学位授与方針においては、教育課程の修了時において身につけていることが期待される知識、能力等が規定されています。したがって、いわゆる教員養成課程以外の教育課程の学位授与方針には、とりわけ教員として必要な能力が規定されてはいないことが想定されます。しかし、学生は教育職員資格の課程認定が認められている教育課程において履修するにあたって、教員としての能力、資質を身につけることを目標としていることも当然のことです。これらを勘案して、当該の教育課程について、その教育課程における学習成果の達成として教育職員免許状等の取得状況を資料として求めることとしています。

自己評価の根拠となる資料・データ等

Q32 自己評価実施要項の【分析項目に係る根拠資料・データ】に挙げられている資料等は、すべて提出が必須か。

A 挙げられている根拠資料・データは、項目を分析するに当たり必要なものとなっていますので、すべて提出してください。根拠資料・データが示すことができず、【分析の手順】で示す内容の確認ができない場合には、特記事項にその理由等を記載してください。

Q33 シラバスを自己評価書の根拠資料として提出する際、pdf形式ではなくcsv形式のデータでも差し支えないか。

A シラバスに関してはcsv形式で提出いただいて差し支えございません。

訪問調査

Q34 訪問調査のスケジュール例が掲載されているが、大学の規模や状況によって、参加者、日数、及び回数が異なるのか。

A 訪問調査は、予定する調査が十分に実施できるよう、各大学の規模や状況に応じて、大学ごとに設定します。大学によってスケジュール等は異なりますが、標準的な設定として、参加者は評価担当者が3～6名程度に機構教職員が若干名、日数は2日間程度、回数は1回を予定しています。

Q35 ウェブによる意見聴取について、対象者の人数はどのくらいを想定しているのか。

A ウェブによる意見聴取の対象者の人数は対象大学の規模や調査内容等によって異なりますが、例年10～15名程度でお願いしております。面談対象者の属性等を含め訪問調査スケジュールについては、9月中を目途に決定し、対象大学へ通知します。

Q36 訪問調査における面談対象者の旅費は、大学側で負担するのか、機構側で負担する（評価手数料に含まれている）のか。

A 訪問調査における、面談対象者の旅費等必要な経費は、評価手数料に含まれていませんので、機構では負担いたしません。

Q37 複数キャンパスを持つ大学は、すべてのキャンパスにおいて訪問調査を実施するのか。

A 面談対象者の集まりやすいキャンパスを訪問することとしており、学生の教育が行われ、本部が置かれているキャンパスを訪問することを予定しています。ただし、書面調査等を踏まえて、特に別のキャンパスの訪問調査を行う必要があると判断された場合はその限りではありません。

評価結果の公表、改善状況の継続的確認

Q38 評価結果の公表の際は、大学評価基準に適合しているかどうか以外に、どのような情報が公表されるのか。また、評価結果の根拠理由、大学から提出された自己評価書（資料・データ等含む）がそのまま公表されるのか。

A 機構における評価では、大学評価基準に適合しているかどうかの判断のほか、その判断に至った根拠・理由、及び各大学の優れた点、改善を要する点を指摘し、その根拠となる資料・データ等も合わせて、評価報告書として機構のウェブサイトに掲載します。

追評価

Q39 追評価を受けた大学が、機構において次回の評価を受ける場合には、追評価実施年度から7年以内に受審することになるのか。

A 追評価を受けた大学が、次回の認証評価を受ける場合には、追評価実施年度からではなく、追評価を受けることとなった元の評価の実施年度の翌年度から起算して7年以内に受審することになります。

Q40 大学機関別認証評価委員会の審議内容は公開されるのか。

A 議事要旨及び会議資料は、機構のウェブサイトに掲載することにより公表しますが、評価対象大学の評価に関わる具体の審議の内容等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれのある部分については、この限りではありません。

Q41 次回の認証評価は、いつから申請が可能なのか。

A 翌年度実施分から申請が可能です。次回の認証評価を他機関で受審する場合には、それぞれの定めに従ってください。

Q42 評価担当者に対する研修の内容について確認したい。

A 研修は、認証評価の意義と目的、書面調査、訪問調査等の実施方法等について、評価担当者間の共通理解と評価能力の向上を図り、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価の実施に資することを目的としています。

研修内容としては、機構の評価の意義、目的、方法等の説明や事例に基づく評価結果の分析等を実施します。

Q43 大学の特性に応じた研修を依頼することができるか。

A 機構では自己評価書提出前に大学ごとの個別の研修依頼を受け付けています。個別を行うことにより、相互理解や自己評価書提出以降の負担（訪問調査時の確認事項等）を軽減することが見込まれますので、ぜひご活用ください。

ただし、個別の研修にかかる旅費等の費用については、各大学の負担となりますので、ご了承ください。また、ウェブ会議システム等を利用したオンラインによる実施も行っております。

Q44 認証評価の検証をどのように行っているのか。また、検証した結果を評価システムの改善に役立てたのか。

A 機構の認証評価は、透明性の高い開かれた評価を目的としており、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムを改善しています。

機構では、毎年度、認証評価を受けた大学及び評価を担当した委員に対し、評価方法等についてアンケート調査を実施し、その分析結果等をもとに、評価の有効性、適切性について検証を行っています。例えば、3巡目から実施する認証評価のための実施大綱、大学評価基準及び自己評価実施要項の改訂に当たっては、2巡目までの評価結果をもとに評価対象とする内容を精査することによって、基準の判断に影響をほとんど与えなかった分析内容については、自己評価においても、機構による評価においても分析を求めないこととしたほか、アンケートの自由記述等により明らかとなった実施方法上で改善が必要な点について対応しました。

なお、各年度に実施した認証評価に関する検証の内容、結果及び改善点は、随時、検証結果報告書として取りまとめ、ウェブサイトで公開しています。

Q45 評価結果の公表の際に付録として公開される認証評価共通基礎データ及び別紙一覧、根拠資料一覧についてはどのように作成すればよいか。

A 提出いただいた自己評価書等をもとに機構で作成いたしますので、作成する必要はありません。

独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

TEL／042-307-1642

URL／<https://www.niad.ac.jp/>